

コンピュータ結合登録票（諮問）

課 名 税務課

業務の名称	固定資産評価業務
結合する理由	<p>災害発生時のリスクを軽減するとともに、システム障害発生時における運用支援受託業者の即時の対応を可能にするため、固定資産税課税台帳のデータを遠隔地のデータセンターに移行することに伴い、コンピュータ結合登録をするもの</p> <p style="text-align: right;">（根拠法令： ）</p>
結合する相手先の名称	データセンターの運営事業者
結合する期間	平成30年7月1日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	<p>氏名、住所、個人番号、電話番号、理由又は目的、土地情報、建物情報、資産情報、法的権利、施工情報、財産価額、課税標準額、賦課情報</p>
結合する相手先における保護措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号化通信による結合 ・電子証明書及びID・パスワードによる認証 ・送受信記録の保管、不正アクセスの監視

【固定資産評価業務のコンピュータ結合登録について】

これまで総務管理課情報管理係の執務室に保管していた固定資産税課税台帳のデータについて、保管場所を遠隔地のデータセンターに移行することにより、災害発生時のリスクを軽減するとともに、システム障害発生時における運用支援受託業者の即時の対応を可能にするため、コンピュータ結合登録をするもの

固定資産評価業務のコンピュータ結合の概要について

1 業務の名称

固定資産評価業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

固定資産税・都市計画税の賦課をするため

(2) 業務内容

固定資産税・都市計画税の賦課を行うため、課税対象となる固定資産（土地、家屋、償却資産）の現況を的確に把握し、適正な課税を行う

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、個人番号、電話番号、理由又は目的、土地情報、建物情報、資産情報、法的権利、施工情報、財産価額、課税標準額、賦課情報

4 結合する期間

平成30年7月1日から業務終了まで

コンピュータ結合登録票（諮問）

課 名 市民課、税務課

業務の名称	コンビニ交付サービス業務
結合する理由	<p>コンビニエンスストア等のキオスク端末から公的な証明書を発行できるようにするため</p> <p>(根拠法令：)</p>
結合する相手先の名称	地方公共団体情報システム機構
結合する期間	平成31年4月から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	<p>氏名、性別、住所、本籍、生年月日、個人番号、住民票コード、在留カード等の番号、印影、出身、国籍、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡、在留資格、収入情報、収納情報、賦課情報、住民基本台帳法第30条の45の表の下欄に掲げる事項</p>
結合する相手先における保護措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総合行政ネットワーク（LGWAN）による結合での保護措置 ・通信情報の暗号化 ・証明書データの不保持

【コンビニ交付サービス業務のコンピュータ結合登録及びコンビニ交付システム構築委託業務の業務委託登録について】

本市は、平成31年7月から市役所の閉庁日や閉庁時間においてもコンビニエンスストアで住民票の写し等公的な証明書を発行するサービスの開始を予定している。このことに伴い、本市の端末と地方公共団体情報システム機構の端末を結合するとともに、個人情報扱う各システムの改修が必要なことから、コンピュータ結合及びシステムの改修に係る業務委託の登録をするもの

コンビニ交付サービス業務のコンピュータ結合の概要について

1 業務の名称 コンビニ交付サービス業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

市役所の閉庁日及び閉庁時間並びに本市の区域外の地域においても公的な証明書を発行できる体制を整備し、市民の利便性を向上させるとともに、市の業務の効率化を図る。

(2) 業務内容

コンビニエンスストア等のキオスク端末において公的な証明書を発行する。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、性別、住所、本籍、生年月日、個人番号、住民票コード、在留カード等の番号、印影、出身、国籍、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡、在留資格、収入情報、収納情報、賦課情報、住民基本台帳法第30条の45の表の下欄に掲げる事項

4 結合する期間

平成31年4月から業務終了まで

5 備考

(1) コンビニ交付サービスとは

マイナンバーカードの普及を図る方策の一つであり、地域の民間活力であるコンビニエンスストア等のキオスク端末(マルチコピー機)を活用し、マイナンバーカードを利用することで、市役所の閉庁日や閉庁時間、さらには居住地域外でも、公的な証明書を取得できるサービス

○ サービスの対象となる証明書

* 証明書の種類は 6 種類

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ①住民票の写し | ④戸籍謄抄本 |
| ②住民票記載事項証明書 | ⑤戸籍の附票 |
| ③印鑑登録証明書 | ⑥各種税証明書(所得証明書、資産証明書、納税証明書) |

○ 窓口サービスとの比較

区 分	現行サービス	コンビニ交付サービス
必要 な も の	申請書、本人確認書類 印鑑登録証(印鑑登録証明書に必須)	マイナンバーカード *所持率 7.3% (H30. 1. 31 現在 14, 216 件)
利 用 日	・市役所開庁日 ・12月29、30日の2日間 ・年度末及び年度始めの日曜日	毎日 *年末年始(12月29日～翌年1月3日)及びシステム点検日は停止
利 用 時 間	①窓口延長 A) 3月～11月期 8:30～18:00 B) 12月～2月期 8:30～17:15 *市民課、南・北出張所の3か所で実施 *南・北出張所では税証明も交付 ②時間外交付 ・平日 A, Bの終了時間～22:00 ・休日 8:30～22:00	6:30～23:00 *戸籍証明については、戸籍届出に対応しての「証明保留」が必要
利 用 場 所	・市民課、南・北出張所 ・各総合事務所市民生活・福祉G 計16か所	・市内73店舗(H29. 8. 1 現在) ・全国53,000店舗(H29. 3. 31 現在)

(2) 期待
される効果

【申請者の利便性向上】

- ◆ 証明書発行場所・時間の拡大
コンビニ店内に設置されているマルチコピー機で、電子証明書付きマイナンバーカードを利用して「午前6時半から午後1時まで」利用することができる。
- ◆ 申請書類の記載不要、待ち時間の短縮
マルチコピー機のタッチパネルを操作して証明書を取得するため、申請書に記載する必要がなく、待ち時間も少ない。



【業務の効率化等】・・・(将来予測)マイナンバーカードの普及と
コンビニ交付サービスの利用拡大が条件

- ◆ 窓口の混雑解消
- ◆ 窓口の省力化により、手続対応や相談業務の重点化が可能
- ◆ 人件費縮減
郵送請求の減少、窓口の証明書発行事務の減少、窓口延長サービスの廃止
*H28年度の現在戸籍の郵送請求数は4,292件(戸籍謄抄本交付総数の12%)

(3) 取り扱う個人情報の細目

<p>住民基本台帳情報</p>	<p>住所、氏名、生年月日、性別、世帯主名、世帯主との続柄、本籍、筆頭者、前住所、住民となった年月日、住所を定めた年月日、住所を定めた届出年月日、個人番号、住民票コード、法第30条の45に規定する区分、通称名、在留資格、国籍・地域、在留カード等の番号、在留期間等、在留期間の満了の日、通称の記載及び削除に関する事項</p>
<p>印鑑登録証明に関する情報</p>	<p>住所、氏名、生年月日、登録印影、通称名、カタカナ表記</p>
<p>戸籍に関する情報</p>	<p>本籍、筆頭者氏名、戸籍事項（編製日等）、戸籍に記載されている者（名、生年月日、配偶者区分、父の氏名、母の氏名、続柄等）、身分事項（出生日、出生地、届出日、届出人等）</p>
<p>所得・課税証明書に記載されている賦課情報</p>	<p>住所、氏名、生年月日、合計所得金額、市民税所得割額、市民税均等割額、県民税所得割額、県民税均等割額、年税額、非課税の区分、所得の内訳、収入の内訳、所得控除の内訳、その他控除の内訳、16歳未満の扶養親族の人数</p>

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 市民課、税務課

委託する業務の名称	コンビニ交付システム構築委託業務
委託する相手先	富士ゼロックスシステムサービス株式会社、富士通株式会社、株式会社BSNアイネット
委託する理由	コンビニ交付サービスを実施するため、住民記録システム、戸籍システム及び税システムの開発事業者に当該システムの改修等を委託するもの
委託する期間	契約締結の日から業務終了日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、個人番号、住民票コード、在留カード等の番号、印影、出身、国籍、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡、在留資格、収入情報、収納情報、賦課情報、住民基本台帳法第30条の45の表の下欄に掲げる事項
個人情報の提供方法	電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	機密保持に関する事項、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の授受、搬送、保管及び廃棄に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項、情報の管理について調査に応ずる義務など

コンビニ交付システム構築委託業務の概要について

1 業務の名称	コンビニ交付システム構築委託業務
2 業務の概要	<p>(1) 実施目的 コンビニ交付サービスを実施するため、住民記録システム、戸籍システム及び税システムの開発事業者当該システムの改修等を委託するもの</p> <p>(2) 業務内容 住民記録システム、戸籍システム及び税システムの開発事業者当該システムの改修等を委託する。</p>
3 取り扱う個人情報の項目	<p>氏名、性別、住所、本籍、生年月日、個人番号、住民票コード、在留カード等の番号、印影、出身、国籍、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡、在留資格、収入情報、収納情報、賦課情報、住民基本台帳法第30条の45の表の下欄に掲げる事項</p>
4 委託する期間	<p>契約締結の日から業務終了日まで</p>
5 個人情報の提供方法	<p>電子ファイルの交付</p>

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 農村振興課

委託する業務の名称	農振土地利用計画図作成業務
委託する相手先	建設コンサルタント等（入札で決定）
委託する理由	上越農業振興地域整備計画を策定するに当たり、一筆ごとに農振農用地と農業用施設用地を判定し、より現状に合致する内容とした計画を策定するため
委託する期間	契約締結の日から業務完了の日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、土地情報、耕作情報、地域区分、デジタルオルソ画像
個人情報の提供方法	電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	個人情報の漏えい、滅失、棄損等の防止、目的外の使用及び第三者への提供の禁止、データの複写又は複製の禁止、業務完了後の保有データの廃棄、契約違反の場合の契約解除や損害賠償義務など

【農振土地利用計画図作成業務の業務委託登録について】

おおむね5年ごとに行う上越農業振興地域整備計画の見直しに当たり、一筆ごとに農振農用地と農業用施設用地を判定し、より現状に合致する内容とした計画を策定するため、農振農用地等の現況を掲載した土地利用計画図を基に関係者で協議を行うことから、当該図の作成業務を委託するもの

農振土地利用計画図作成業務の概要について

- 1 業務の名称 農振土地利用計画図作成業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
上越農業振興地域整備計画を策定するに当たり、一筆ごとに農振農用地と農業用施設用地を判定し、より現状に合致する内容とした計画を策定するため
 - (2) 業務内容
作業計画・資料収集整理、農振農用地・農業用施設用地リストデータ調整、地番図とのデータリンク、データリンク不一致一覧表作成、中山間・水田データ・多面データ調整、オルソ照合、オルソ照合不一致一覧表作成、図面出力ほか
- 3 取り扱う個人情報の項目
氏名、住所、土地情報、耕作情報、地域区分、デジタルオルソ画像
- 4 委託する期間
契約締結の日から業務完了の日まで
- 5 個人情報の提供方法
電子ファイルの交付
- 6 備考
 - (1) 農業振興地域整備計画とは
優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市が定める総合的な農業振興の計画
 - (2) 農振農用地とは
県が指定する農業振興地域内の農用地として市が指定する、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地

上総第23734号

平成30年6月25日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について報告します。

記

- 1 定額給付金に関する業務（総務管理課）【業務登録廃止】
- 2 動物愛護の標語応募者名簿（新水族博物館整備課）【業務登録廃止】
- 3 目標入館者達成記念事業（新水族博物館整備課）【業務登録廃止】
- 4 上越市立水族博物館写生会業務（新水族博物館整備課）【外部提供登録廃止】
- 5 生物等寄贈・貸与者名簿（新水族博物館整備課）【外部提供登録廃止】
- 6 介護保険介護者リフレッシュ業務（高齢者支援課）【外部提供登録廃止】
- 7 指定管理者の指定に関する施設（スポーツ推進課）【指定管理者登録廃止】

個人情報業務登録の廃止（報告）

課 名 総務管理課

<p>廃止する業務の名称</p>	<p>定額給付金に関する業務</p>
<p>廃止年月日</p>	<p>平成27年3月31日</p>
<p>廃止する理由</p>	<p>定額給付金に関する業務が平成21年度で終了し、本業務に関する文書保存年限が経過したことから、業務登録を廃止するもの</p>

個人情報業務登録の廃止（報告）

課 名 新水族博物館整備課

<p>廃止する業務の名称</p>	<p>動物愛護の標語応募者名簿</p>
<p>廃止年月日</p>	<p>平成30年6月25日</p>
<p>廃止する理由</p>	<p>指定管理者において実施する事業であり、また、直営で本業務を実施していた際の文書の保存年限が経過し、本業務に関する個人情報を記載した文書を廃棄したことから、業務登録を廃止するもの</p>

個人情報業務登録の廃止（報告）

課 名 新水族博物館整備課

<p>廃止する業務の名称</p>	<p>目標入館者達成記念事業</p>
<p>廃止年月日</p>	<p>平成30年6月25日</p>
<p>廃止する理由</p>	<p>指定管理者において実施する事業であり、また、直営で本業務を実施していた際の文書の保存年限が経過し、本業務に関する個人情報を記載した文書を廃棄したことから、業務登録を廃止するもの</p>

目的外利用
個人情報 登録の廃止（報告）
外部提供

課 名 新水族博物館整備課

業務の名称	上越市立水族博物館写生会業務	
利用又は提供した 相手先	名 称	市民
	業務の名称	-
廃止年月日	平成30年6月25日	
廃止する理由	指定管理者において実施する業務であるため	
利用又は提供した 情報の回収・廃棄 方法	作品は、掲示期間終了後、作者に返却した。	

目的外利用
 個人情報 登録の廃止（報告）
 外部提供

課 名 新水族博物館整備課

業務の名称	生物等寄贈・貸与者名簿	
利用又は提供した 相手先	名 称	市民
	業務の名称	—
廃止年月日	平成30年6月25日	
廃止する理由	指定管理者において実施する業務であるため	
利用又は提供した 情報の回収・廃棄 方法	寄贈品は、市の財産として適切に管理している。 貸与品は、貸与期間終了後返却した。	

目的外利用
個人情報 登録の廃止（報告）
外部提供

課 名 高齢者支援課

業務の名称	介護保険介護者リフレッシュ業務	
利用又は提供した 相手先	名 称	市内保養施設
	業務の名称	在宅介護者リフレッシュ業務
廃止年月日	平成30年3月31日	
廃止する理由	<p>「在宅介護者リフレッシュ事業」は、地域支援事業の「任意事業」として、在宅介護者の慰労及び在宅介護者同士の交流を通じた介護意欲の増進を目的として実施していたが、平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、「地域支え合い事業」における「介護者家族の集い」及び「認知症カフェ」へ取組を移行した。</p> <p>移行後約3年を経てこれらの取組が市内に広がって定着し、効果が認められたことから、平成30年3月31日をもって「在宅介護者リフレッシュ事業」を廃止したことに伴い、外部提供登録を廃止するもの</p>	
利用又は提供した 情報の回収・廃棄 方法	提供した相手先における文書保存年限の満了後、相手先の文書管理に関する規程に基づき廃棄する。	

指定管理者個人情報取扱業務登録の廃止（報告）

課 名 スポーツ推進課

施設の名称	上越市高士スポーツ広場体育館及び研修室 上越市高士スポーツ広場野球場
指定管理者の名称	一般財団法人上越市体育協会
個人情報の項目	氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、金融機関情報、加入団体、利用内容など利用承認申請書、制限行為許可申請書、利用料金減免申請書及び承認等に係る決定通知書にある情報
廃止年月日	平成30年3月31日
廃止する理由	上越市高士スポーツ広場を廃止したため
個人情報の回収 ・廃棄方法	市の文書保存期間基準に基づき指定管理者が保管し、保存期間満了後、廃棄する。

次第「4 特定個人情報保護評価について(報告)」に関する資料

個人情報保護評価書 変更箇所(詳細)

※下線部が変更箇所
※人事異動に伴う所属長の変更、システム更新に伴うシステム名称の変更は割愛

課名	保護評価書番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
国保年金課	4	基礎項目評価	I>1>②	事務の概要の変更	市町村は、法律上の義務として国民健康保険を実施する保険者となることとされており、運営主体となる。これは、地域確保とすることによって、市町村毎の医療機関の分布状況、経済力の格差に応じ、受診機会、負担力等に不均衡があることに即応した運営を行うためとされている。	市町村は、法律上の義務として都道府県とともに国民健康保険を運営し、被保険者の資格管理や保険料の賦課・徴収、保険給付、保険事業などを実施することとされている。	・平成30年4月1日施行の国民健康保険法の法改正に伴う必然的な変更 ・国保事務の実施主体が市町村から都道府県及び市町村となったもの。
国保年金課	4	基礎項目評価	I>1>③	システム名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載) ・住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載) ・滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ※新潟県国民健康保険団体連合会に設置される「国保情報集約システム」と資格情報を連携させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載) ・住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載) ・滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム 	平成30年4月1日施行の国民健康保険法の改正により、国保事務の実施主体が市町村から都道府県及び市町村になったことに伴い、各市町村が保有する保険資格の情報を県単位で連携することとなった。これを実現するシステムである国保情報集約システムが各市町村に配布されたため、変更するもの。 ※平成29年度までは当市既存のシステムから国保情報集約システム本体(国保運執務室内に設置)に情報を連携するテストを行っていた。
教育総務課	19	基礎項目評価	I>3>2	法令上の根拠の変更	2. 上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年上越市条例第〇〇号)	2. 上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年上越市条例第123号)	当該保護評価書の作成段階において、条例番号の搭載を失念したため。
健康づくり推進課	26	基礎項目評価	I>4>②	法令上の根拠の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠なし 2. 別表第二における情報照会の根拠第17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条(第17項及び第19項に関する命令未公布)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠なし 2. 別表第二における情報照会の根拠第17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2	番号法別表2において特定個人情報を利用することができる事務が規定されており、番号法別表第2…命令において具体的な事務と利用可能な情報が規定されている。平成29年5月30日施行の改正により、予防接種に関する事務において利用できる事務と情報が追加されたため、変更するもの。 ※番号法別表第2上は元々規定されていたが、新たに番号法別表第2…命令において詳細が規定された。あくまでも予防接種に関する事務の一部であるため、新たな保護評価書の作成の必要なし。
健康づくり推進課	26	重点項目評価	II>別添1	ファイル記録項目の変更	<個人情報> 個人番号、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号、情報提供用個人識別符号、整理番号、異動日、情報提供等の記録等、電話番号 予防接種実施状況(実施年月日、接種した医療機関、医師名、ワクチン種類、ロット番号、接種回数、疾病の名称、特別事情の内容、備考) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib、肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症	(下線部を削除)	特定個人情報ファイルに疾病名を入力しないため、修正するもの。

課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
健康づくり推進課	26	重点項目評価	I>5>②	法令上の根拠の変更	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠なし</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠第17、18、19の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条 (第17項及び第19項に関する命令未公布)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠なし</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠第17、18、19の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<p>番号法別表2において特定個人情報を利用することができる事務が規定されており、番号法別表第2…命令において具体的な事務と利用可能な情報が規定されている。平成29年5月30日施行の改正により、予防接種に関する事務において利用できる事務と情報が追加されたため、変更するもの。</p> <p>※番号法別表第2上は元々規定されていたが、新たに番号法別表第2…命令において詳細が規定された。あくまでも予防接種に関する事務の一部であるため、新たな保護評価書の作成の必要なし。</p>
健康づくり推進課	28	基礎項目評価	I>4>①	実施の有無の変更	未定	実施しない	<p>評価書作成時は、番号法の全体像が明らかでなかったため、情報連携の実施未定であったが、現時点の番号法において、当該事務が情報連携の項目となっていないため、変更するもの。</p>
健康づくり推進課	28	重点項目評価	I>5>①	実施の有無の変更	未定	実施しない	<p>評価書作成時は、番号法の全体像が明らかでなかったため、情報連携の実施未定であったが、現時点の番号法において、当該事務が情報連携の項目となっていないため、変更するもの。</p>
健康づくり推進課	28	重点項目評価	II>3>②	入手方法の変更	<p>[Q] フラッシュメモリ</p> <p>[] その他()</p>	<p>[] フラッシュメモリ</p> <p>[Q] その他(ファイル転送システムを使用した暗号化通信)</p>	<p>事務の煩雑さから、医師会との情報のやりとりの方式を変更したもの。</p> <p>※送信されるファイルは圧縮の上パスワードがかけられ、通信については暗号化通信(SSL方式)を用いている。</p>

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	上越市国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成30年3月30日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p><制度内容> 国民健康保険制度は、国が義務としてその向上に努めなければならない社会保障制度の一環として行われる社会保険の一つであり、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して適切な保険給付を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。 国民健康保険は、被用者保険をはじめとする職域保険や75歳以上の者が加入する後期高齢者医療制度に加入していない一般住民を対象とした医療保険制度であり、このいずれかの保険によって、全ての国民がいずれかの医療保険に加入することとなる。 市町村は、法律上の義務として都道府県とともに国民健康保険を運営し、被保険者の資格管理や保険料の賦課・徴収、保険給付、保険事業などを実施することとされている。 対象となる被保険者は、市町村の区域に住所を有し、一定の適応除外の規定に該当しない者で、本人の意思に関係なく、当該市町村が行う国民健康保険の資格を取得する者である。なお、被保険者の資格を取得した場合、保険者と被保険者の間に権利義務が生じ、保険者の義務としては被保険者証の交付及び保険給付があり、これに対して被保険者は保険料(税)の納付が課せられている。 財政運営の主たる財源は、国庫負担金と保険料(税)であり、国庫負担金は医療費に対する負担金とその大部分を占めている。また、保険料(税)は、国庫負担金など一切の収入を支出から差し引いた不足分を賄うものとされ、被保険者は相互扶助共済の精神により経費負担に応じるよう義務づけられている。</p> <p><事務内容> 上越市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に伴い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の資格に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳情報の異動、被用者保険等の資格得喪に伴う被保険者の資格得喪の届出の受理・確認及び資格管理等 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証の交付、更新等 限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病受療証等に関する申請の受理・確認及び交付 保険給付に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の申請の受理・確認及び支給・給付 一部負担金の減免又は免除の申請の受理及び審査 第三者の不法行為により生じた保険給付の処理に関する事務 不正・不当利得に関する事務 保険料の賦課及び徴収等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 所得情報に基づく保険料の賦課に関する事務 保険料の減免又は納付猶予の申請の受理及び審査 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の受理・確認 保険料の徴収等に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合行政システム(国民健康保険システム) ・新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載) ・住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載) ・滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・国保総合システム ・国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 番号法 第9条並びに別表第一の第16項及び第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、 88、93、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条から第5条まで、第19条、 第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 2. 別表第二における情報照会の根拠 第42、43、44、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 国保年金課 国保係
②所属長	国保年金課長 串橋 祥子
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上越市 健康福祉部 国保年金課 国保係 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話:025-526-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	上越市私立高等学校に在学する生徒の保護者に対する私立高等学校の学費助成金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市教育委員会は、私立高等学校に在学する生徒の保護者に対する私立高等学校の学費助成金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新潟県上越市教育委員会

公表日

平成28年12月19日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高等学校に在学する生徒の保護者に対する私立高等学校の学費助成金の支給に関する事務
②事務の概要	上越市私立高等学校学費助成要綱(昭和56年4月1日実施)に基づき、私立高等学校に在学している生徒の保護者に対し、私立高等学校の学費の助成を行う。 【上記のうち、特定個人情報を取り扱う事務】 ①助成対象者の審査・通知 ②助成金の支給
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Excelファイル ・総合行政システム(G-partner) ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
学費助成金支給対象者管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年上越市条例第123号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 なし 2. 情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項及び第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に準ずるものとして同条第14号に規定する特定個人情報の提供の制限の特例を定める規則(案) ・上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条及び別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	上越市教育委員会 教育総務課
②所属長	教育総務課長 金子 良仁
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上越市教育委員会 教育総務課 〒942-8563 新潟県上越市下門前1770番地 電話025-545-9243

II. しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	上越市予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	①端末へのログインを、職員のIDパスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。 ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。
------	--

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成30年3月31日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能で通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康かるてV7 ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠なし</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 第17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり推進課
②所属長	健康づくり推進課長 北島 賢行
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>上越市 健康福祉部 健康づくり推進課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	上越市予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ①端末へのログインを、職員のIDパスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。また、静脈認証装置がない端末については、ログインパスワードを設定し、不正操作防止対策を講じている。
- ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成30年3月31日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者 ・上越市に住民登録があり、市長が行う任意の予防接種の対象者及び既接種者 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者
その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種勧奨・接種履歴の記録及び台帳管理を適正に行う必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 識別情報 対象者を正確に特定し、接種履歴及び台帳管理するため。 2. 連絡先情報 接種勧奨対象者や、健康被害の対象者、予防接種法の長期療養の特例措置対象者等に速やかに連絡するため。 3. 健康・医療関係情報 予防接種履歴管理及び接種勧奨のため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康福祉部 健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、福祉課、国保年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (県、他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (予防接種を実施している医療機関・医師会) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	接種履歴を正確に把握し、予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 健康づくり推進課 各区総合事務所 市民生活・福祉グループ
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 4情報の組み合わせをキーに予防接種情報の検索を行う。 2. 本人の住民情報をもとに定期接種対象者であるか確認を行う。 3. 予防接種を受けた者が接種した予防接種情報の入力を行う。 4. 予防接種実施状況の入力完了後に、接種対象者や既接種者、未接種者情報などの検索や照会を行う。 5. 予防接種を受けた者から接種履歴の問い合わせがあった際に確認する。 6. 予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図るため使用する。	
	情報の突合	氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	予防接種業務電算処理	
①委託内容	健康からてV7運用支援保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	株式会社 電算	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約後に、再委託の許可について届出を提出させ、業務に範囲を指定して許可する。
	⑥再委託事項	健康からてV7運用支援保守
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [O] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	第二重要機能室 IDパスワード登録及び生体認証(静脈認証)により入室管理を行い、入室者ログ、管理簿及び監視カメラ設置により入退出者を管理及び監視している。
--------	--

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人情報>

個人番号、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号、情報提供用個人識別符号、整理番号、異動日、情報提供等の記録等、電話番号

予防接種実施状況(実施年月日、接種した医療機関、医師名、ワクチン種類、ロット番号、接種回数、疾病の名称、特別事情の内容、備考)

<各予防接種ごとの共通項目>

- (1)BCG
- (2)水痘 1回目、2回目
- (3)不活化ポリオ 1回目、2回目、3回目、追加
- (4)生ポリオ 1回目、2回目
- (5)三種混合 1期初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (6)四種混合 1期初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (7)二種混合
- (8)MR 1期、2期、3期、4期
- (9)麻しん
- (10)風しん
- (11)日本脳炎 1期(1回目ワクチン名、2回目ワクチン名、追加ワクチン名)、2期ワクチン名
- (12)ヒブ 初回接種月齢、初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (13)小児用肺炎球菌 初回接種月齢、初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (14)子宮頸がんワクチン ワクチン種類、1回目、2回目、3回目
- (15)高齢者インフルエンザ
- (16)高齢者肺炎球菌
- (17)B型肝炎 ワクチン種類、1回目、2回目、3回目

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・台帳管理において、対象者データ抽出時には、当該対象者及び必要な情報のみを抽出している。 ・文書照会を行う際には、番号法の法定事務であることを確認したうえ、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 定期接種の個人番号取扱業務における情報を、他の業務に転用したり目的外に使用しない。	
2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対応 接種券の基本情報を台帳と照合することにより個人の特定を行い、個人番号カード等による本人確認の徹底に努める。	
3. 入手した特定情報の漏えい・紛失に関するリスクへの措置 特定個人情報ファイルはシステムのアクセス制御を行い、また、紙媒体については、事務処理後に鍵付倉庫及び書庫等で保管することで情報漏えい・紛失を防止する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムへのアクセス制限と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要な情報との紐付けができないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム利用職員を特定し、当該職員のIDパスワードによる認証及び生体認証(静脈認証)を行っている。 ・システム利用職員を特定し、利用可能な機能を制限している。 ・情報セキュリティポリシーに基づき、認証に使用するパスワードは定期的に変更する運用を行っている。
その他の措置の内容	システムログイン及び操作ログについて記録・保存し、定期的に点検を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバーの運用における措置> ①番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することでその正確性を担保している。</p> <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第二及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p><自治体中間サーバーの運用における措置> ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することでその正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバーは、自機関向けの自治体中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ②番号連携サーバーと自機関向けの自治体中間サーバーとの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①既存システムと自治体中間サーバーとの間は、高度なセキュリティを維持し閉じられた環境の行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと情報保有団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することにより安全性を確保している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を団体のみが行うことにより、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者による情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	1. サーバ設置室(第二重要機能室)への入室は権限許可が与えられた者のみとし、職員がいない場合は施錠により管理している。 2. 電子データへのアクセスパスワード管理を行い、紙媒体による書類は年度ごとに整理し、非公開情報が漏えいしないよう廃棄を行っている。 3. 不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新することにより新種のウイルス対策としている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・毎年、e-ラーニングによる管理職員及び一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、個人情報データファイル等の取扱いに関する必要な知識や技術を習得させるとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話 025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条、15条の2、16条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 健康福祉部 健康づくり推進課 電話 025-526-5111
②対応方法	・問合せを受け付け、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては、関係部署等と連携しながら事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年9月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年10月19日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の内容審査
③結果	承認

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	上越市健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ①端末へのログインを、職員のIDパスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。
- ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。

評価実施機関名

新潟県上越市

公表日

平成30年3月30日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、市民の栄養の改善その他の生活習慣の改善等、健康の増進を図るため、健康診査、がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、保健指導の実施、訪問指導の実施及び健康増進に関する情報の収集・整理・分析を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①健康診査、がん検診等の対象者の抽出及び資格確認 ②各健康診査、がん検診等の対象者の整理、受診券の作成及び発送 ③健康診査等結果の記録及び管理 ④健康診査、がん検診等の受診者への保健指導、訪問指導、健康相談の実施及び記録管理 ⑤未受診者への勧奨 ⑥健康診査結果等の分析・整理</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康かるてV7 ・健診データ分析(マルチマーカー)システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- ・成人保健管理情報ファイル
- ・健診結果管理情報ファイル
- ・訪問指導記録管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第76項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 情報提供及び情報照会の根拠 無し	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康づくり推進課
②所属長	健康づくり推進課長 北島 賢行

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	上越市総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	上越市 健康福祉部 健康づくり推進課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月11日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月11日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	上越市健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ①端末へのログインを職員のIDパスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。
- ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。

評価実施機関名

新潟県上越市

公表日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
成人保健管理情報ファイル、健診結果管理情報ファイル、訪問指導記録管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	上越市に住所を有する18歳以上の人
その必要性	市民の健(検)診の情報を管理し、市民の健康の増進を図るため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 識別情報 対象者及び受診者を正確に特定するため 2. 連絡先等情報 対象者及び受診者本人に照会及び健診(検診)結果を送付するため 3. 業務関係情報 健診(検診)対象資格保有者を確認するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康福祉部 健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (福祉課、国保年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関、医師会) <input type="checkbox"/> その他								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ファイル転送システムを使用した暗号化通信)								
③使用目的 ※	健(検)診資格の確認、本人への受診券の送付及び結果通知、健(検)診結果の管理								
④使用の主体	使用部署 健康福祉部 健康づくり推進課 各区総合事務所 市民生活・福祉グループ								
	使用者数 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 個人番号、内部番号、健康保険情報及び生活保護情報を基に、健(検)診対象者の抽出・確認。 2. 個人番号、4情報を基に、受診券等の作成・発送 3. 健(検)診申込があった場合、4情報、健康保険情報、生活保護情報を基に申込受付を行う。 4. 健(検)診実施機関からの健(検)診結果の取込み及び管理								
情報の突合	健(検)診対象者の抽出・確認及び申込者の資格情報を確認、健(検)診結果データの取込みのため、個人番号、識別番号を使い突合を行う。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない () 件								
委託事項1	健康診査、検診業務電算処理								
①委託内容	健康かるてV7運用支援保守								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社 電算								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <input type="checkbox"/> 再委託しない							
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約後に再委託の許可について届出を提出させ、業務に範囲を指定して許可する。							
	⑥再委託事項	健康かるてV7運用支援保守管理							

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

①健康診査(肝炎ウイルス検査、前立腺がん検診含む)

No.,整理番号,カナ氏名,漢字氏名,郵便番号,住所,方書,電話番号,年齢,生年月日,性別,世帯番号,世帯主カナ氏名,世帯主漢字氏名,行政区番号,行政区名称,地区番号,地区名称,住登外区分,受診区分,受診日,受診場所,受診番号,受診種別,受診券種別,登録日,備考,眼底医療機関,眼底受診日,高血圧(現症),高脂血症(現症),脳卒中(現症),心筋梗塞(現症),心臓病(現症),腎臓病(現症),糖尿病(現症),貧血(現症),肝臓病(現症),米飯,肉・魚・豆腐,卵,牛乳,間食,みそ汁,つけもの,酒,日本酒換算合,煙草,煙草(本数),身長,体重,標準体重,肥満度,BMI,血圧(最大),血圧(最小),尿蛋白,尿潜血,尿糖,心電図,眼底,総コレステロール,HDLコレステロール,中性脂肪,GOT(AST),GPT(ALT), γ -GTP,赤血球数,血色素量,ヘマトクリット,クレアチニン値,尿酸,血糖,HbA1c(NGSP),HbA1c(JDS),食後経過時間,眼底コード1,腹囲(健診結果),尿素窒素,白血球数,提供元区分,B型肝炎判定,C型肝炎判定,C型肝炎判定理由,血圧,心所見,眼底検査,脂質代謝,肝機能,貧血,腎・尿路系,糖代謝・総合,糖代謝・HbA1c,肥満,その他,尿酸判定,総合判定,市総合判定,受診歴,同意,PSA,判定,12, BMI,栄養改善該当項目数,口腔機能該当項目数,尿酸値を下げる薬の服用,血清アルブミン,口腔機能の向上,eGFR,医師心所見,精密検査結果,訪問結果

②がん検診

No.,整理番号,カナ氏名,漢字氏名,郵便番号,住所,方書,電話番号,年齢,生年月日,性別,世帯番号,世帯主カナ氏名,世帯主漢字氏名,行政区番号,行政区名称,地区番号,地区名称,住登外区分,受診区分,受診日,受診場所は共通項目

胃がん検診

撮影年月日、X線No.、初再診の別、受診履歴、部位、所見、読影判断基準、指示事項、判定、精密検査結果

肺がん検診

検診年月日、間接番号、記号区分、肺がん(喀痰)No.、X線所見、初再診の別、精密検査結果

大腸がん検診

検体受付No.、初再診の別、受診履歴、検診年月日、検体受付No.、便潜血検査結果、精密検査結果

子宮頸がん検診

検診年月日、初再診の別、受診履歴、臨床診断、子宮頸部スミアNo.、細胞診、受診区分、指導区分、不適正標本、その他診断、医療の要否

乳がん検診

カルテNo.、検診年月日、初再診の別、受診履歴、所見、指導区分、受診区分、フィルムNo.、判定(右)、マンモ所見(右)、判定(左)、マンモ所見(左)、マンモ総合判定

骨粗鬆症検診

受診番号、測定値、判定、精密検査結果

③歯科健診

問診項目(歯・口の状態、症状、歯科医院の受診状況、歯磨きの状況、指導状況、喫煙状況)
検査結果(現在歯・喪失歯の状況、歯周組織の状況、判定)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
成人保健管理情報ファイル、健診結果管理情報ファイル、訪問指導記録管理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・台帳管理において、対象者本人に関する必要な情報のみを記載するよう徹底している。 ・文書照会を行う際には、番号法の法定事務であることを確認したうえ、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 健康診査、がん検診の個人番号取扱業務における情報を、他の業務に転用したり目的外に使用しない。	
2. 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクへの対応 システムで個人番号、氏名(カナ氏名含む)、生年月日、郵便番号等で照合し、誤った情報は登録・使用しないことを徹底している。	
3. 入手した特定情報の漏えい・紛失に関するリスクへの措置 特定個人情報ファイルは体系的なアクセス制御を行い、また、紙媒体については、事務処理後に鍵付倉庫及び書庫等で保管することで情報漏えい・紛失を防止する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムへのアクセス制限と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要なない情報との紐付けができないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム利用職員を特定し、当該職員のID/パスワードによる認証及び生体認証(静脈認証)を行っている。 ・システム利用職員を特定し、利用可能な機能を制限している。 ・情報セキュリティポリシーに基づき、認証に使用するパスワードは定期的に変更する運用を行っている。
その他の措置の内容	システムログイン及び操作ログについて記録・保存し、定期的な点検を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む資料の管理に関する事項 ・機密保持を図るための作業場所等の制限に関する事項 ・受託者による業務従事者に対する教育、啓発義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・再委託の禁止に関する事項 ・関係法令及び関係規定並びに個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーの順守に関する事項 ・情報資産の取扱いに関する事項 ・市による検査・監督に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様の規定の遵守	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	1. サーバ設置室(第二重要機能室)への入室は権限許可が与えられた者のみとし、職員がいない場合は施錠により管理している。 2. 電子データへのアクセスパスワード管理を行い、紙媒体による書類は年度ごとに整理し、非公開情報が漏えいしないよう廃棄を行っている。 3. 不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルを定期的に更新することにより新種のウィルス対策としている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・毎年、e-ラーニングによる管理職員及び一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、個人情報データファイル等の取扱いに関する必要な知識や技術を習得させるとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話 025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条、15条の2、16条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 健康福祉部 健康づくり推進課 電話 025-526-5111
②対応方法	・問合せを受け付け、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては、関係部署等と連携しながら事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年9月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年10月19日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の審査
③結果	承認

平成30年度市の組織改編に伴う個人情報目録等の修正等について

1 個人情報目録等の修正

(1) 目録の修正を要する市の組織改編

- ・ 体育課の名称をスポーツ推進課に改めた。

(2) 目録修正の概要

- ・ 課名の変更があったことに伴い、関係する個人情報取扱業務であって、目録に登録があるものの所管課名称を修正した。
- ・ 上の作業に伴う新たな個人情報の収集等は生じなかった。

(3) 修正の件数等

目録名	件数
業務登録票	8件
目的外利用登録票	2件
外部提供登録票	4件
コンピュータ結合登録票	0件
業務委託登録票	3件
指定管理者登録票	6件
計	23件

2 特定個人情報保護評価書の修正

税務課、市民課、福祉課、健康づくり推進課、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課、教育総務課及び学校教育課の所管する事務44の評価書について人事異動に伴う所属長の修正又はシステム更新に伴うシステム更新に伴うシステム名称の修正を行った。

3 修正期日 平成30年4月1日